

今、憲法問題を語る

—憲法問題対策センター活動報告—

第9回 憲法は悲惨さの中から生まれた

憲法問題対策センター副委員長 内田 雅敏 (27期)



憲法の臍

憲法の臍は何かと問われれば、躊躇なく、13条・個人の尊重、幸福追求の権利と答える。だが、そのことが分かったのはそんなに昔のことではない。

物心ついて以来、憲法と言えば9条であり、自衛隊が合憲か違憲かということであった。戦後民主主義下で育った私は、各人が個人として尊重され、幸福を追求できる——一生懸命頑張れば幸せになれる——のは当たり前と生きてきた。

昨今、格差社会拡大の中で、この権利の実現がかなり難しくはなっているが、建前としてはこの権利は認められている。だから幸福追求の権利という当然のことをわざわざ憲法典に書き込む必要があるのかと疑問を抱いていた。

作家の城山三郎氏が「自分たちの青春は惨めだった。個人の幸せを考えることは許されなく、天皇のため、国家のためにどう死ぬかを考えることしか許されていなかった。」と書いているのを読み、この疑問は氷解した。戦争の時代には個人が幸福を追求することは建前としても許されていなかった。

戦争という惨めな時代を再来させないために、9条があり、そのことによって13条・個人の尊重、幸福追求の権利が実現される。

悲惨さの中から生まれた憲法

今、このような歴史的経緯を無視し、憲法13条を根拠に9条を空洞化させようとする言がなされはじめている。すなわち、13条・個人の尊重、幸福追求の権利の保障によって、国家に個人の生命、身体の安全を保障する責務が発生し、そのために軍事力を保持し、それを強化すべきだという論だ。論理としてはそのようなものも可かもしれない。

しかし、憲法解釈は論理だけではなく、何よりも

この憲法が戦争の悲惨さの中から生まれ、それを再来させないために生まれたものであることを踏まえてなされなければならない。

敗戦の年、9月30日、作家の高見順氏は、日記に以下のように書いた。

「昨日の新聞が発禁になったが、マッカーサー司令部がその発禁に対して解除命令を出した。そうして新聞並びに言論の自由に対する新措置の指令を下した。

これでもう何でも書けるのである！ これでもう自由に出版できるのである！

生まれて初めての自由！

自国の政府により当然国民に与えられるべきであった自由が与えられずに、自国を占領した他国の軍隊によって初めて自由が与えられるとは、——かえりみて羞恥の感なきを得ない。日本を愛するものとして、日本のために恥かしい。戦に負け、占領軍が入ってきたので、自由が束縛されたというのなら分かるが、逆に自由を保障されたのである。なんという恥かしいことだろう。自国の政府が自国民の自由を、——ほとんどあらゆる自由を剥奪して、そうして占領軍の通達があるまでその剥奪を解こうとしなかったとは、なんという恥かしいことであろう。」

戦後六十余年を経た風景

今年8月6日、広島で、日本は「侵略国家ではなかった」と主張し罷免された田母神俊雄前航空幕僚長が講演するという。8月6日は広島にとって特別な日。秋葉忠利広島市長は講演日程の変更を求めた。戦争終結からたかだか六十余年を経てこの有様である。私達は、故城山三郎、高見順氏らの言を再確認し、その思いを受け止めるべきである。

「戦争で得たのは憲法だけだ」というのが、城山氏の口ぐせであったという。